情報共有システム実施要領 (案)

令和7年4月 福島地方環境事務所

情報共有システム実施要領(案)

(令和3年1月制定、令和7年4月一部改正)

1. 目的

この要領は、環境省福島地方環境事務所の工事および業務(以下、「工事等」という。)における受注者の施工管理業務および監督検査の効率化、書類処理等労力の軽減を図ることを目的として、情報共有システムの実施に必要な事項を定めるものである。

記載のないものについては、国土交通省が定める最新版の「土木工事・業務の情報 共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。

2. 情報共有システム

情報共有システムは、第三者によって運営されるアプリケーションサービスプロバイダ (ASP) 方式によることとする。

3. 対象工事等

対象工事等は福島地方環境事務所が発注する工事等とする。

なお、コンサル業務、役務等で書類等の処理手続きの頻度が少なく、情報共有システムの利用による効果が小さいと判断される業務等は対象外とすることができる。

4.ASP サービス提供事業者

発注者において ASP サービス提供事業者(以下「プロバイダ」という。)の特定は行わず、工事等の受注者が希望するプロパイダとし、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 情報共有システムで取り扱う情報

情報共有システムで取り扱う情報は、行政情報として「機密性1」の範囲までに限定するものであることから、発注者及び受注者共に、その主旨を十分に理解し利用するものとする。

6. 費用

1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率(技術管理費) に含まれるものとする。

費用は登録料及び利用料である。

○環境省

除染特別地域における除染等工事暫定積算基準

○国土交通省

土木工事工事費積算基準

※なお、公共建築工事積算基準については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

○農林水産省

土地改良工事積算基準(土木工事)

2) 委託のシステム利用に要する費用は各種経費※に含まれるものとする。

※各種経費

○国土交通省

地質調查積算基準:業務管理費 測量業務積算基準:間接測量費

土木設計業務等積算基準:間接原価発注者支援業務積算基準:間接原価

3)上記以外のシステム利用に要する費用については次のとおりとする。

プロバイダ選定の際に月額使用料等の費用を含め監督職員と協議し、変更契約時に技術管理費にて実費計上することとし、間接費の対象とはしない。なお、他詳細は下記のとおりとする。

- (1) 工事数量総括表の記載方法は、「情報共有システム使用料一式」とする。
- (2) 費用は利用期間分の「月額使用料」とし、「初期設定料」が必要な場合は追加 計上できるものとする。なお、パソコンおよびインターネットの開設・通信等に 要する費用は受注者の負担とする。
- 7. 特記仕様書への記載例は次のとおりとする。
 - 1) 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの実施対象工事である。

なお、実施にあたっては環境省(福島地方環境事務所)が定める最新版の情報共有システム実施要領(案)及び国土交通省が定める最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施する。

※「情報共有システム実施要領(案)」

福島地方環境事務所ホームページ「情報共有システム実施要領(案)」

https://fukushima.env.go.jp/content/000212324.pdf

- 2) 受注者は国土交通省が定める最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。
- 3)情報共有システムで取り扱う情報は「機密性1」の範囲までに限定するものであることから、その趣旨を理解し、個人情報等が含まれる情報は取り扱わず、別途、電子メール等により共有を図るものとする。

- (補足)機密性1:情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される 蓋然性が高い情報を含まない情報。
- 4)受注者は本工事で使用する情報共有システムの選定にあたり、国土交通省の最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」(ただし、任意要件とオンライン電子納品を除く)に加え、下記要件を満たすこととし、監督職員の承諾を得なければならない。
 - ①環境省ネットワークシステムで利用可能なインターネット用ブラウザ (Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari 等) にアドイン等を導入することなく利用可能であること。
 - ②情報共有システムと利用者との通信は TLS1.2 以上の方法で暗号化されること。
 - ③設定パスワード等は、初回ログイン時(パスワード再発行時を含む)に初期パスワードを任意のパスワードに変更する機能を有することとし、使用可能なパスワードは8文字以上で英字・数字・記号等を含めたものとすること。
- 5)監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受 注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ワークフロー機能 の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。
- 6) 受注者は情報共有システムのサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破損、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨。
- 7)情報共有システム利用料等
- (1) 工事においては、情報共有システムの登録料及び利用料は、共通仮設費(技術管理費)に含まれる。
- (2)委託においては、情報共有システムの登録料及び利用料は、各種経費に含まれる。
- 8)情報共有システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。
- 9) 工事関係書類等について情報共有システムによることが困難と判断される書類に

ついては、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。

10) 受注者は、情報共有システムおよびその活用結果について、アンケート等の調査を行う場合は協力しなければならない。

8. 適用

本要領は、令和7年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事等に適用するものとする。